

# 第6次障害者計画

令和3年度～令和8年度

[共に生き、共に築く、私たちのまち一流山]

(素案)

令和2年11月

流山市



# 目次

## 第1編 総論

第1章 計画策定の背景と趣旨.....	- 1 -
1 計画策定にあたって.....	- 1 -
2 計画の位置づけと他計画との関係.....	- 3 -
3 計画の期間.....	- 4 -
第2章 流山市における障害者の状況.....	- 5 -
第3章 第5次障害者計画の振り返り.....	- 14 -
第4章 計画の目標.....	- 19 -

## 第2編 各論

第1章 安心・安全な生活環境の整備.....	- 26 -
1 道路・交通のバリアフリー化の促進.....	- 26 -
2 公共施設等のバリアフリー化の促進.....	- 27 -
3 住宅改造の推進.....	- 27 -
4 防災、防犯対策の推進.....	- 28 -
第2章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	- 29 -
1 広報活動の充実.....	- 29 -
2 情報バリアフリー化の推進.....	- 30 -
3 手話言語条例の普及促進.....	- 31 -
4 手話通訳者の養成・派遣の推進.....	- 31 -
5 要約筆記者の養成・派遣の推進.....	- 32 -
6 「障害福祉の案内」の充実・配布.....	- 32 -

第3章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	33 -
1 障害を理由とする差別解消の推進 .....	33 -
2 権利擁護の推進 .....	35 -
3 啓発活動の充実 .....	36 -
4 福祉教育の充実 .....	37 -
5 交流機会の拡大 .....	38 -
第4章 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 .....	39 -
1 相談支援体制の充実 .....	39 -
2 地域生活への移行支援 .....	40 -
3 日中活動の場・住まいの場の充実 .....	41 -
4 在宅福祉サービスの充実 .....	41 -
5 障害児支援の充実 .....	42 -
6 地域生活支援拠点等の充実 .....	43 -
7 身体障害者補助犬への理解の促進 .....	43 -
8 地域福祉の推進 .....	44 -
第5章 保健・医療の推進 .....	45 -
1 健康都市宣言・健康づくりの推進 .....	45 -
2 医療福祉サービスの充実 .....	45 -
3 医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実 .....	46 -
4 乳幼児期における疾病や障害の早期発見 .....	46 -
5 精神障害者のための地域ケアネットワークの充実 .....	47 -
第6章 雇用・就業、経済的自立の支援 .....	48 -
1 就労や雇用の場の確保 .....	48 -
2 就労施設利用者の支援 .....	49 -
3 経済的自立の支援 .....	49 -

第7章 療育・教育の充実.....	- 51 -
1 保育・就学前教育の充実.....	- 51 -
2 学校教育の充実.....	- 51 -
3 児童発達支援センターの充実.....	- 53 -
4 障害児の保育等の充実.....	- 54 -
第8章 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	- 55 -
1 文化・スポーツ活動の推進.....	- 55 -
用語解説 .....	- 56 -
資料編 .....	- 63 -
流山市施策福祉審議会 委員名簿.....	- 63 -
諮問書.....	- 64 -
答申書.....	- 65 -



# 第1編 総論

## 第1章 計画策定の背景と趣旨

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の背景

2014年（平成26年）に国が批准した障害者の権利条約（障害者権利条約）では、「障害」とは心身の機能の障害のみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」から、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」として捉えています。

この条約の理念を基に様々な法制度等の整備が行われるとともに、国は障害者基本法に基づく第4次障害者基本計画を策定し、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指しています。

本市では、計画期間を1期6年とする「流山市障害者計画」と1期3年とする「流山市障害福祉計画・流山市障害児福祉計画」を策定し、共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働するまちづくりを推進していくための施策を展開しています。

この度、「第5次流山市障害者計画」及び「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、国や県の指針や近年の動向、社会情勢などを踏まえ、新たに「第6次流山市障害者計画」（以下「本計画」という。）及び「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「福祉計画」という。）を策定します。

#### (2) 国及び県の障害者施策について

障害者基本法第11条の規定により、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画である第4次障害者基本計画は、平成30年度から令和4年度の5年間を計画期間とし、計画の目的である基本理念では共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向性を定めています。

また、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動



に参加する主体として捉えた上で、障害者基本法の各基本原則にのっとり、障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上、当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、障害特性等に配慮したきめ細かい支援、障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援、PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進などの各分野に共通する横断的視点を持ち、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調を基本原則として基本理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するとしています。

千葉県においては、障害者基本法の理念と目的を踏まえ、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指し、第六次千葉県障害者計画を定めました。この計画は、県の障害者計画と障害福祉計画の2つの計画をあわせて1つの計画として定めています。また、平成28年6月の児童福祉法改正により策定することとされた障害児福祉計画及び「手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成その他手話等の普及の促進に必要な施策」を含む計画としています。この計画では、各分野における施策に共通する基本的な考え方として、「障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援」、「障害のある人本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」、「障害を理由とする差別の解消」、「施策の総合的かつ計画的な取組の推進」を掲げ、障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境の整備を目指しています。

### (3) 流山市の障害者計画について

本市では、市の基本理念である「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」の実現を目指し、平成27年度から令和2年度を計画期間とする第5次流山市障害者計画を策定し、障害者が自らの能力を最大限発揮することにより、障害者の自立と社会参加ができるよう施策の展開を図っています。また、障害福祉計画では平成27年度から平成29年度を計画期間とする第4期、平成30年度から令和2年度を計画期間とする第5期の2期に分けて策定し、障害者が地域で生活するために不可欠な福祉サービス供給量を確保し、必要な財源の確保を確実に行うため、第5次流山市障害者計画と一体的に推進しています。

さらに、平成28年6月の児童福祉法改正に伴い、第1期流山市障害児福祉計画を第5期障害福祉計画と一体的に策定し、障害児の健やかな育成のための発達支援を行うため、障害児支援に関わるサービスの目標数値を定め、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進しています。

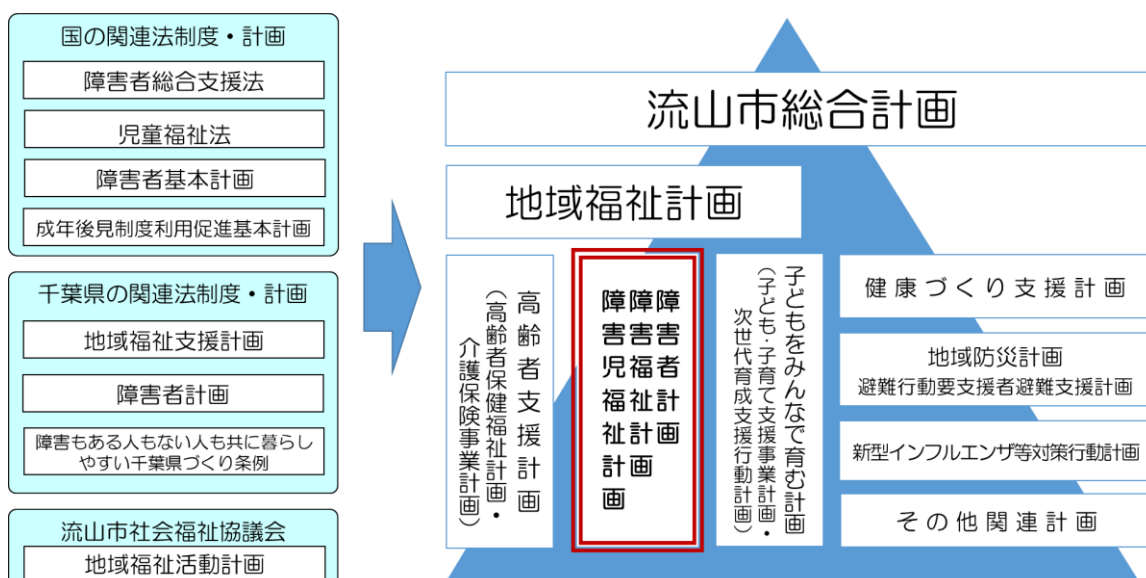
## 2 計画の位置づけと他計画との関係

### (1) 位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置づけ、国及び県が策定した関連計画との整合性を図るとともに、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための理念や方向性を定めます。

また、本計画は、令和2年度から実施された「流山市総合計画（基本構想・基本計画）」及び第3期流山市地域福祉計画の部門計画として策定します。

### (2) 上位計画との関係



### (3) 持続可能な開発目標との関連

本計画を推進することで、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取組にもつなげていきます。SDGsは17の

ゴール（目標）と169のターゲット（取組）から構成されますが、本計画と関連性が高い目標として以下が挙げられます。

- 3 「すべての人に健康と福祉を」
- 10 「人や国の不平等をなくそう」
- 11 「住み続けられるまちづくりを」



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### ◆障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者計画	第5次計画	第6次計画					
障害福祉計画	第5期計画	第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第1期計画	第2期計画			第3期計画		

## 第2章 流山市における障害者の状況

### 1 身体障害者の状況

#### (1) 身体障害者手帳について

身体障害者手帳とは、上肢、下肢、体幹、眼、耳、言語、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓等に障害があるために、日常生活において著しく制限を受けている方が対象となります。

身体障害者手帳の申請受付は市町村が行い、千葉県が医師の意見書を基に審査会にて審査を行い、1級から6級の身体障害者手帳が交付されます。

#### (2) 身体障害者手帳所持者数

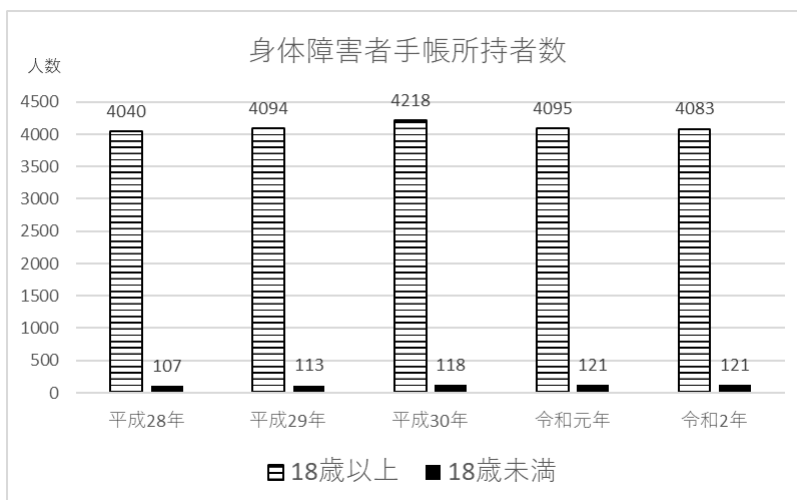
令和2年3月末現在の身体障害者手帳所持者数は、18歳未満121人、18歳以上が4,083人となっており平成28年と比べると計57人増加しています。

身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
18歳以上	4,040	4,094	4,218	4,095	4,083
18歳未満	107	113	118	121	121
合 計	4,147	4,207	4,336	4,216	4,204

※各年の3月末現在の人数による。



人口に対する身体障害者手帳所持者の割合

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
身体障害者手帳所持者数	4,147	4,207	4,336	4,216	4,204
人口に対する 身体障害者の割合	2.39%	2.37%	2.38%	2.25%	2.19%

※各年の3月末現在の人数による。

(3) 障害種別状況

令和2年3月末現在の身体障害者手帳所持者の障害種別についてみると、肢体不自由者が2,009人で約47.7%を占めています。内部障害者は1,551人、約36.8%で第2位を占めています。

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
視覚障害	220	210	222	240	242
聴覚・平衡	329	349	353	341	340
音声言語	57	61	62	63	62
肢体不自由	2,154	2,136	2,155	2,066	2,009
内部障害	1,387	1,451	1,544	1,506	1,551
合 計	4,147	4,207	4,336	4,216	4,204

※各年3月末現在の人数による。

(4) 種別等級別状況

令和2年度3月末現在の身体障害者手帳所持者の等級別状況は、重い障害を有する1級が1,534人、2級が669人で合計2,203人となっており、全体の52.4%を占めています。また障害種別に見てみると、1・2級の重度障害者のほとんどが肢体不自由者、内部機能障害者が占めています。

単位：人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害	67	96	12	13	47	7
聴覚・平衡	4	81	42	79	1	133
音声言語		3	29	30		
肢体不自由	471	468	336	510	150	74
内部障害	992	21	197	341		
合 計	1,534	669	616	973	198	214

### (5) 年齢階層別状況

令和2年度3月末現在の身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合は、72.2%となっています。また、年齢層の人口に対する身体障害者の割合は、65歳以上が最も高く約16人に1人の高齢者が身体障害者となっています。

単位：人

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳～
視覚障害	1	22	44	175
聴覚・平衡	17	22	60	241
音声言語	2	5	14	41
肢体不自由	77	102	460	1,370
内部障害	24	50	265	1,212
合計	121	201	843	3,039

※令和2年3月末現在の人数

### 年齢層人口に対する身体障害者の割合

0～17歳	18～39歳	44～64歳	65歳以上
0.33%	0.38%	1.37%	6.69%

## 2 知的障害者の状況

### (1) 療育手帳（知的障害者手帳）について

知的障害とは、おおむね18歳未満での知能指数が一定以下で、日常生活に支障をきたしている方が対象になります。その判定は千葉県の子童相談所（18歳未満）及び障害者相談センター（18歳以上）が行っており、重度（㊤、Aの1、Aの2）、中度（Bの1）、軽度（Bの2）に判定され、千葉県が交付します。

### (2) 療育手帳所持者数

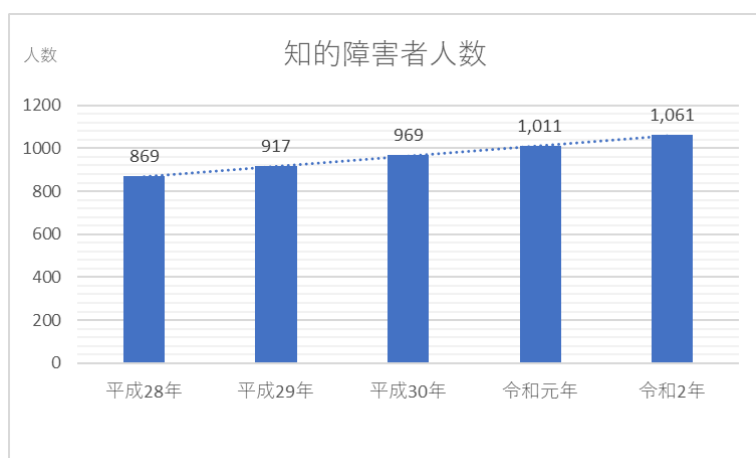
令和2年3月末現在の療育手帳所持者数は1,061人となっており、前年と比べ50人の増加となりました。年齢層については、18歳未満の方が34.3%、18歳以上が65.7%を占めています。

療育手帳所持者数

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
18歳以上	575	607	633	666	697
18歳未満	294	310	336	345	364
合計	869	917	969	1,011	1,061

※各年3月末現在の人数による。



## 年齢層別割合

区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
18 歳以上	65.33%	65.88%	65.69%
18 歳未満	34.67%	34.12%	34.31%

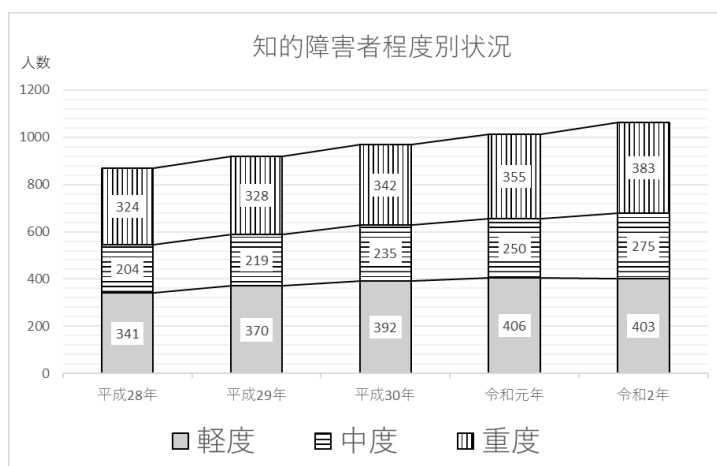
### (3) 程度別の状況

程度別の状況を見ますと、特に中度の知的障害者の増加率が高くなっています。

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
重度	324	328	342	355	383
中度	204	219	235	250	275
軽度	341	370	392	406	403
合計	869	917	969	1,011	1,061

※各年の3月末現在の人数による。



## 3 精神障害者の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。

精神障害者保健福祉手帳は、市町村が申請受付を行い、医師の診断書や障害年金の



等級に基づき、千葉県精神保健福祉センターにて審査を行っており、千葉県が1級から3級の手帳を交付します。

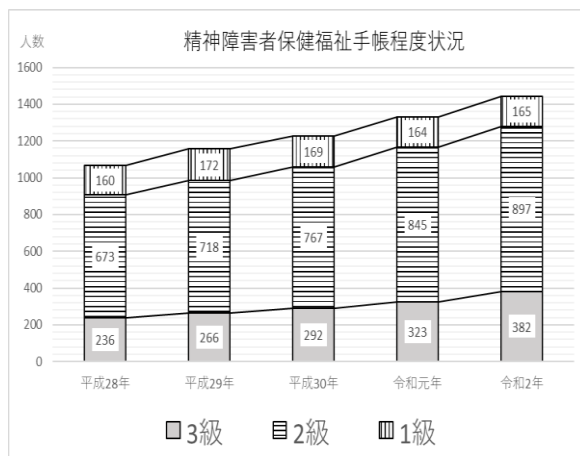
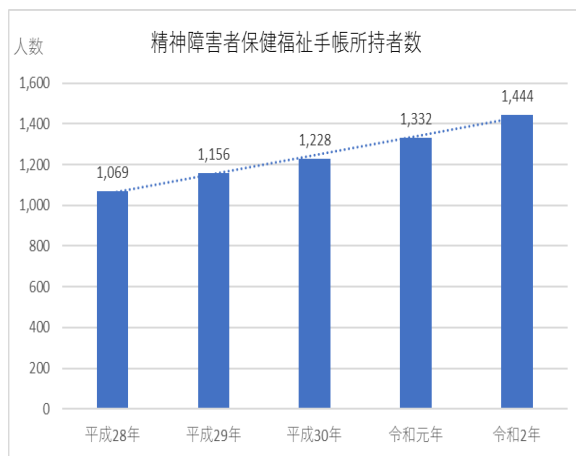
## (2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び程度別の状況

令和2年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,444人となっており、前年比112人の増加となりました。程度別では、2級が多くなっています。

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	160	172	169	164	165
2級	673	718	767	845	897
3級	236	266	292	323	382
合計	1,069	1,156	1,228	1,332	1,444

※各年3月末現在の人数による。



## (3) 自立支援医療（精神通院）・在院患者数

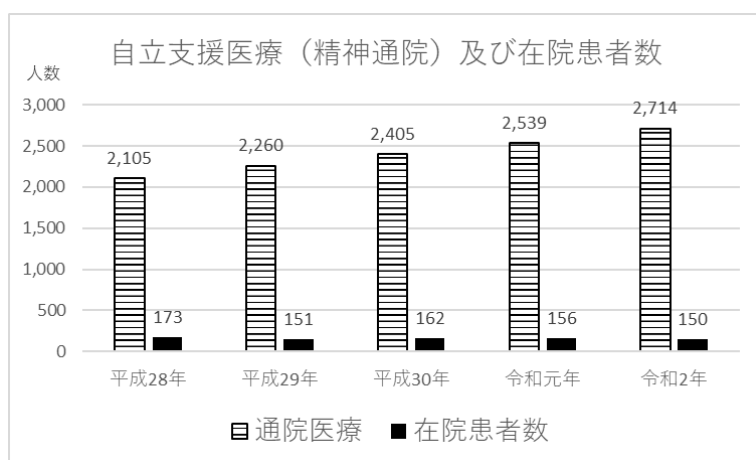
令和2年3月末現在自立支援医療（精神通院）受給者数は2,714人となっており、前年比165人増加となりました。

在院（入院）患者数は、近年では160人前後で推移しています。

単位：人

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
自立支援医療（精神 通院受給者証所持者	2,105	2,260	2,405	2,539	2,714
在院患者数	173	151	162	156	150
合 計	2,278	2,411	2,567	2,695	2,864

※各年 3 月末現在の人数による。



※自立支援（精神通院）受給者は、各年の 3 月末現在の人数による。

※在院（入院）患者数は、各年の 6 月末の人数による。

※令和 2 年の在院（入院）患者数については、過去 3 年間の平均値により算出。

#### 4 人口と障害者手帳所持者の推計

この計画の計画期間である令和3年から令和8年までの6年間の人口と障害者手帳所持者数を次のとおり推計し、計画の基礎数値とします。なお、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳所持者だけが必ずしも精神保健福祉法第5条で規定される精神障害者とはならないことから、自立支援医療（精神通院）受給者数及び在院（入院）患者数の総数を基礎数値として掲載しています。

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口 (高位推計)	203,693	208,460	210,780	211,565	212,275
人口 (中位推計)	197,368	200,247	202,665	203,672	204,613
身体障害者 (手帳所持者数)	4,218	4,232	4,246	4,260	4,274
知的障害者 (手帳所持者数)	1,109	1,157	1,205	1,253	1,301
精神障害者 (手帳所持者数)	1,537	1,630	1,723	1,816	1,909
精神障害者 (通院・入院)	3,010	3,156	3,302	3,448	3,594

※人口は、各年の4月1日現在の数による（流山市総合計画に基づく）。

※障害者数は、各年3月31日現在の人数による。

※身体障害者の推計は、平成27年度から令和元年度までの年間平均増加数（14人）を毎年加算して積算。

※知的障害者の推計は、平成27年度から令和元年度までの年間平均増加数（48人）を毎年加算して積算。

※精神障害者（手帳所持者）の推計は、平成27年度から令和元年度までの年間平均増加数（93人）を毎年加算して積算。

※精神障害者（通院・入院）の推計は、平成27年度から令和元年度までの年間平均増加数（146人）を毎年加算して積算。

なお、各障害者手帳所持者数については、特別な増減の要因がないことから、平均増加数を加算したものです。

## 5 移動手段の利用状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
福祉タクシー 利用券	利用者数	1,159人	1,231人	1,253人	1,271人	1,262人
	支給枚数	32,827枚	34,790枚	35,080枚	33,004枚	30,136枚
自動車燃料費 助成	利用者数	1,182人	1,282人	1,316人	1,318人	1,281人
	支給量(ℓ)	271,055	295,350	303,870	294,185	288,190
自動車改造費助成 件数		2件	1件	1件	4件	3件
ぐりんバス 半額割引		(精神障害者保健福祉手帳所持者含む)				

### <評価>

障害者手帳所持者数の増加や障害者の積極的な社会参加と生活圏の拡大に伴い、福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成ともに利用者は増加傾向にありましたが、令和元年度については新型コロナウイルス感染症の影響で少し減少しました。

## 6 住宅環境の状況

団地名	特目住宅区分	建築年度	構造	戸数	間取り
柳田団地 4号棟	身体障害者向け住宅	平成元年度	耐火5階	2戸	3DK
大橋団地 3号棟	身体障害者向け住宅	平成6年度	耐火4階	1戸	3DK
大橋団地 4号棟	身体障害者向け住宅	平成7年度	耐火3階	1戸	3DK
三輪野山 団地	身体障害者向け住宅	平成15年度	耐火4階	2戸	3DK
西初石 団地	身体障害者向け住宅	平成17年度	耐火4階	3戸	2DK

## 第3章 第5次障害者計画の振り返り

令和3年度から始まる第6次流山市障害者計画を策定するにあたり、PDCAサイクルの導入により、第5次障害者計画について次のように評価します。

### 1 施策分野の評価

---

#### (1) 啓発・広報の充実

障害者に対する理解と認識を深めてもらうため、市民まつりや障害者週間、講演会等のイベントを開催し、障害者理解を深める機会を設けました。また、ヘルプマーク・ハートプラスマーク等の障害者マークの周知、「障害福祉の案内」、各種パンフレット等、市ホームページを活用することにより、市民が必要とする情報の提供に努めました。

#### (2) 生活支援サービスの充実

市内3箇所及び市外1箇所の相談支援事業所が中心となり、障害者及び家族が身近に相談できるよう努め、障害者に応じた支援を進めました。

また、障害者差別解消法の普及・啓発のために市職員向けの対応要領を策定し、理解を深めるための説明会を行いました。また、障害者の尊厳を守るべく、障害者虐待の事案について迅速に対応しました。

障害者が生まれ育った地域で親亡き後も安心して生活できるよう、市内グループホームを整備しました。また、グループホームに対し運営費の補助、入居者には家賃補助を行い、グループホームの運営の安定と利用促進に努めました。

#### (3) 生活環境の整備

市内各公共施設・歩行空間のバリアフリー化を行い、市内路線バスについて100%低床バスを導入できました。また、一部の公共施設までの案内として点字ブロックの整備がされています。

#### (4) 子育て・教育の充実

本市の人口増、とりわけ18歳未満人口の著しい増加により、障害児のサービスの需要が増え、それに対応できるよう障害児通所支援の事業所が充実してきました。

市の児童発達支援センターにおいては、就学前の障害児に対し、障害児通所支援や児童デイつばさ、専門的な相談支援を行う療育相談事業や幼児ことばの教室等の障害児の早期療育を実施してきました。また、平成30年度から作業療法士を配置し、さらに、平成31年4月には定員を30名から40名に増やすなど、支援の充実を図りました。

小・中学校では、特別支援学級等のニーズを就学相談・関係機関・学校からの情報により把握し、新設・増設に努めました。また、学習サポート教員・指導員を確保し、研修会なども行い、特別支援教育に対する理解を深めました。

また、授業において、白杖や車いす体験、手話講習会、パラリンピック選手の講話や実技講習会を行いました。

#### (5) 就労支援・雇用の促進

就労を目指している障害者に対し、就労支援施設利用者への支援として、「障害者支援施設等通所交通費の助成」「障害者等就労支援施設利用者負担金助成」を行いました。

また、就労支援センターにて、職業準備訓練、就労支援、職場定着支援、就労後支援など、きめ細やかな支援を行いました。

障害者優先調達推進法の取り組みについては、年々実績額が上がっています。

#### (6) 保健・医療の充実

令和2年8月から、重度障害者医療費助成制度について、精神障害者保健福祉手帳1級交付者が全額助成になるよう、給付内容の拡充を行いました。

また、各種公費負担医療制度（自立支援医療等）について、制度の周知を図りました。

精神障害者入院医療費助成制度を引き続き実施し、経済的負担の軽減を図りました。

## (7) 情報・コミュニケーションの促進

手話通訳者を引き続き週5日設置し、聴覚障害者へのサポートを行うとともに、平成31年4月に手話言語の普及の促進に関する条例が施行され、手話の普及に取り組みました。

また、障害者福祉センターにおいて、手話通訳者及び要約筆記者の養成に取り組んできました。

他にも、毎年点字講座や失語症の会話サポート講座にも継続して取り組んできました。

## 2 流山市の今後の取り組むべき主な課題とポイント

---

第5次障害者計画の評価と、令和元年12月から令和2年1月にかけて実施したアンケート調査を踏まえ、今後市が取り組むべき課題について次のように決めました。

### <課題と対応について>

#### (1) 親亡き後の居住の場及び在宅福祉サービスの充実

第5次障害者計画では、障害者が安心して生まれ育った地域で生活できるよう、グループホーム等を整備し、住まいの場を充実させましたが、アンケート調査の結果を見ると、日中活動の場、親亡き後に残された障害者の生活の場の確保への不安の声があり、今後も重要な課題となっています。

したがって、学校を卒業した後の日中活動の場（生活介護・就労移行支援・就労継続支援等）及びグループホーム等のさらなる充実と、重度障害者にも対応した施設の充実を図る必要があります。

また、併せてグループホーム利用者に対する家賃補助制度、事業所に対する運営費補助制度の継続とグループホームの質的・量的な充実を進めます。

障害者が在宅で生活する上での福祉サービスの充実を求める声も多いです。障害者総合支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費、地域生活支援事業の適正な支給、福祉手当・福祉タクシー券・自動車燃料券の支給、精神障害者入院医療費助成、在宅一時介護料の助成などを行い、在宅での生活を支援してまいります。

## (2) 相談支援・権利擁護体制の確立、障害に対する理解

障害者が地域の中で安心して生活していくためには、悩みや不安を抱えた時、身近な場所で気軽に相談できる相談場所が必要となります。第5次障害者計画では、障害者の地域生活の実現を目指し、障害者の皆さんが、地域の中でより身近に、無料で相談できる事業所を市内3箇所及び市外1箇所に設置し支援をしてきましたが、当事者の声として、相談支援体制のさらなる充実を求める声が多いのが現状です。今後もさらに相談支援体制の充実を目指し、何でも相談できるよう努めます。

さらに、障害者の権利擁護体制を確立するべく、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、成年後見制度について周知・推進してまいります。

また、発達障害・精神障害に対する理解不足を感じている障害者が多いのも現状です。障害者虐待防止法、障害者差別解消法と併せて、障害に対する啓発活動を推進いたします。

## (3) 災害時における障害のある人への支援体制の整備

令和元年10月の台風19号による被害は記憶に新しく、近年の台風・大雨等による災害の激甚化により、全国的に障害者への配慮が必要な方への避難所での情報保障や心のケア、障害の特性に応じた備品の備蓄、受け入れ体制の整備などを求める声が多くなっています。また新型コロナウイルス感染症への対応など、様々な課題があります。

## (4) 学校教育における障害児のための施策の展開

学校教員の障害に対する理解、一人ひとりの子どもの能力や障害に応じたサポート、就学相談や進路相談など相談体制の充実など、子どもが学ぶための環境の充実を求める声が多くなっています。教育委員会と連携し支援の充実を図ります。

## (5) 障害児のための施策の展開

本市の人口増、とりわけ18歳未満人口の著しい増加に伴い、障害のある児童も増えています。障害の早期発見・早期対応ができる相談窓口の充実、障害児への障害児



通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の充実、また、家族への心理的なケアを求める声も多くなっています。特に障害児通所支援を利用するにあたっての障害児相談支援（ケアプラン）を作成できる事業所、相談支援専門員が少ないことから、増やす必要があります。

また、市唯一の「児童発達支援センター」の定員を30人から40人へと拡大しました。今後もさらなる支援の充実を図ります。

#### （6）就労支援の充実

就労を目指している障害者に対しては、引き続き「障害者支援施設等通所交通費の助成」「障害者等就労支援施設利用者負担金助成」を行います。

就労をしていない障害者も含め、障害者が就労する上で必要な条件は、障害にあった仕事であること、周囲の障害に対する理解があることが挙げられています。障害者一人ひとりの能力・希望に沿った就労ができよう支援してまいります。また、市就労支援センターでは、「就労パスポート」を活用し、より障害者一人ひとりに合った就労をサポートするとともに、就労した障害者が職場に定着できるよう、就労後支援も行います。

なお、一般に「福祉的就労」と呼ばれる就労においては、障害者の工賃水準が依然低い状況にあります。障害者優先調達推進法に基づき、市の発注する役務等について積極的に発注がなされるよう、市の機関への周知を図ります。

#### （7）情報アクセシビリティの向上

障害者が地域で生活していく上で、何でも相談できる相談体制の充実とともに、情報提供の充実についても重要なこととなっています。障害者がどこから情報を得ればいいかわからない、またどんな障害にも対応した情報提供を求める声が多いです。

市から発信する情報については、市広報・ホームページ・パンフレット・案内板等、あらゆる形態での情報発信について、どんな障害でも障害者が知りたい情報に辿り着けるよう努めてまいります。

また、手話通訳・要約筆記の派遣を引き続き行うとともに、視覚障害者やその他障害にも対応した意思疎通支援事業の実施について目指してまいります。

## 第4章 計画の目標

### 1 計画の基本理念

---

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担します。

共生社会という地域社会を創生していくために、障害の有無にかかわらず、全市民が参画・協働して、まちづくりを推進していく必要があります。

この計画では、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とします。

本計画では障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、発達障害者、高次脳機能障害者、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを含みます。

### 2 計画の基本方針

---

障害者計画は、次のような基本的な考え方に基づいて展開していきます。

#### (1) 安心・安全な生活環境の整備

- ① 障害者の自立と社会参加を促進するためには、移動、交通対策の推進が必要であり、公共交通施設等の整備、安全な歩行空間の確保を図ります。
- ② 高齢者、障害者を含む全ての人が安全で快適に生活できるように、住みよい生活

環境づくりや既存施設等の改善を図り、公共施設等のバリアフリー化を促進します。

- ③ 災害の際に、障害者が地域の支援体制を受けられる仕組みづくりや、地域を中心とした防犯体制のもと、犯罪に巻き込まれないように防災・防犯対策の推進を図るため、関係団体の連携、地域支援体制を整備します。

## (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ① 障害の種別に配慮したICT利用を支援し、社会参加を推進します。
- ② 意思疎通支援事業について、対象となる障害の拡大を目指します。
- ③ 手話言語の普及の促進に関する条例の推進のための各種事業を行います。
- ④ 手話通訳者や要約筆記者等の養成研修を推進し、聴覚障害者のコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

## (3) 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

- ① 障害者の自立と社会参加を促進するには、全ての人に障害者や福祉に関する理解と認識を深める必要があることから、啓発活動を推進します。
- ② 安心して自立した生活をするために権利擁護体制の整備を図ります。
- ③ 障害者に対する虐待などの問題に対応できる体制の推進を図ります。
- ④ まつりやイベント行事は障害者と市民がふれあい、理解を深める機会です。市民の参加を促し、理解と交流を深めます。
- ⑤ 障害者福祉に対する正しい理解と認識を深めるため、生涯学習、学校教育においても福祉教育を推進します。
- ⑥ 地域福祉の推進を図るうえで、ボランティアの果たす役割は重要であることから、ボランティアの育成体制の整備、ボランティア活動の体系的整備、地域の活動拠点の確保等、ボランティア活動の促進を図ります。

## (4) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ① 地域で自立した生活ができるように各種相談支援体制の整備、相談窓口の連携の推進など、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 日常生活を支援する在宅サービスを充実するため、各種サービスの充実・向上、介

護サービス体制の拡充を検討します。

- ③ 在宅で自立生活が困難な方などの多様化するニーズに対応するため、施設の整備充実、民間活力・広域対応施策の推進等、施設福祉サービスの充実を図ります。
- ④ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援を行います。

#### (5) 保健・医療の推進

- ① 母子保健、成人保健、精神保健の対策の充実を図り、障害の早期発見と予防、健康づくりを推進します。

#### (6) 雇用・就業、経済的自立の支援

- ① 自立を促進するために、可能な限り職に就くことができるように、福祉的就労から一般就労まで障害に即した多様な就労形態を目指した支援を行います。
- ② 就労形態に応じた就労施設の整備や誘致に努めるとともに、仕事の受注先として公共事業も関係機関と協議の上計画します。
- ③ 市は障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達に積極的に取り組みます。

#### (7) 療育・教育の充実

- ① 成長発達期の乳幼児期において適切な療育・指導を行うことは、障害の軽減等に効果があることから、療育支援体制の充実を図ります。また、保育所や幼稚園など就学前の機関に対して、療育相談や巡回相談等により連携を強めます。
- ② 障害の種類や程度に応じたきめ細かな就学指導が求められることから、特別支援教育関連事業や教育内容の充実など、学校教育の充実を図ります。

#### (8) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ① 障害者がスポーツやレクリエーション、文化活動に参加できるように支援体制の整備と事業を推進します。

### 3 施策分野と主要課題（施策体系）

基本理念	施策分野	主要課題
共に 生 き、 共 に 築 く、 私 た ち の ま ち ― 流 山	(1)安心・安全な生活環境の整備	①道路・交通のバリアフリー化の促進 ②公共施設のバリアフリー化の推進 ③住宅改造の推進 ④防災、防犯対策の推進
	(2)情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	①広報活動の充実 ②情報バリアフリー化の推進 ③手話言語条例の普及促進 ④手話通訳者の養成・派遣の促進 ⑤要約筆記者の養成・派遣の促進 ⑥「障害福祉の案内」の充実・配布
	(3)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	①障害を理由とする差別解消の推進 ②権利擁護の推進 ③啓発活動の充実 ④福祉教育の充実 ⑤交流機会の拡大
	(4)自立した生活の支援・意思決定支援の推進	①相談支援体制の充実 ②地域生活への移行支援 ③日中活動の場・住まいの場の充実 ④在宅福祉サービスの充実 ⑤障害児支援の充実 ⑥地域生活支援拠点等の充実 ⑦身体障害者補助犬への理解の促進 ⑧地域福祉の推進
	(5)保健・医療の推進	①健康都市宣言・健康づくりの推進 ②医療福祉サービスの充実 ③医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実 ④乳幼児期における疾病や障害の早期発見 ⑤精神障害者のための地域ケアネットワークの充実
	(6)雇用・就業、経済的自立の支援	①就労や雇用の場の確保 ②就労施設利用者の支援 ③経済的自立の支援
	(7)療育・教育の充実	①保育、就学前教育の充実 ②学校教育の充実 ③児童発達支援センターの充実 ④障害児の保育等の充実
	(8)文化芸術活動・スポーツ等の振興	①文化・スポーツ活動の推進

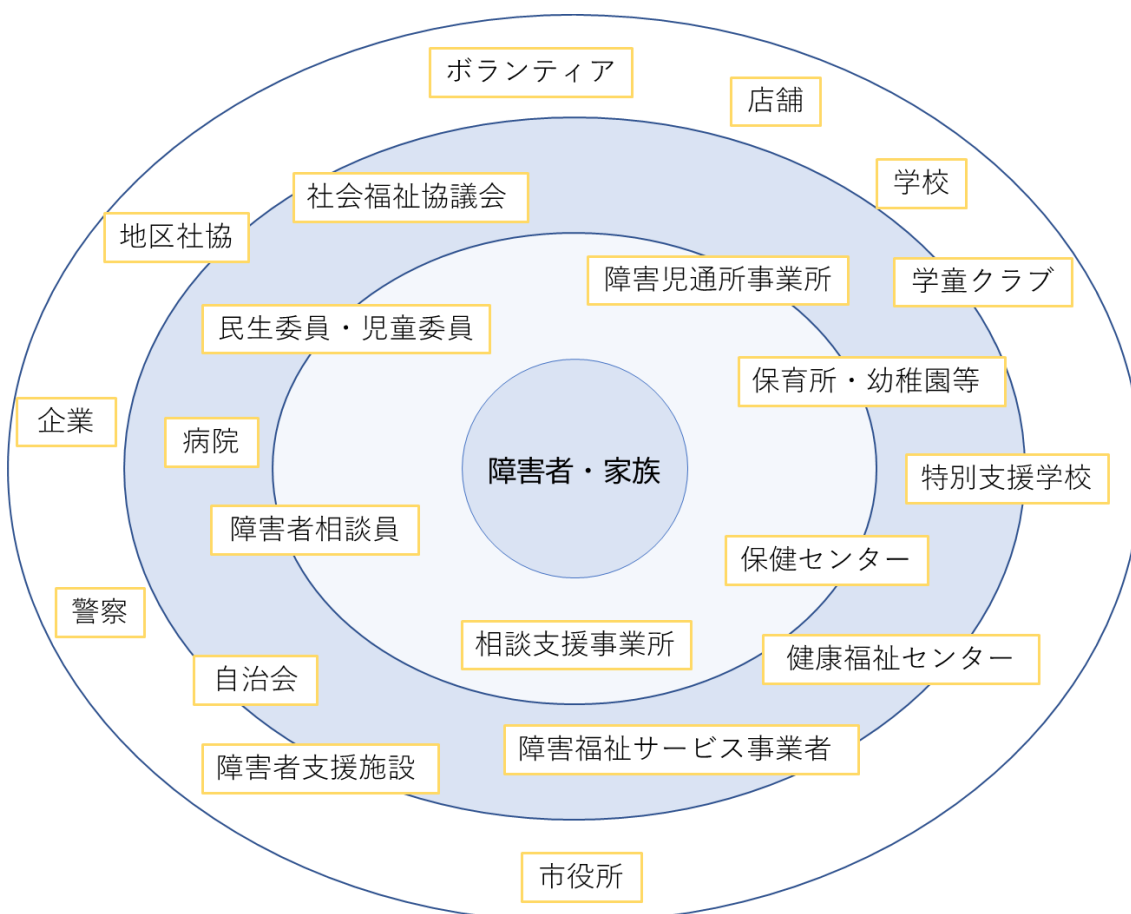
## 4 計画の推進

### (1) ネットワークとフットワーク

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指し、市民が参画・協働して障害者の福祉の向上に努めていきます。

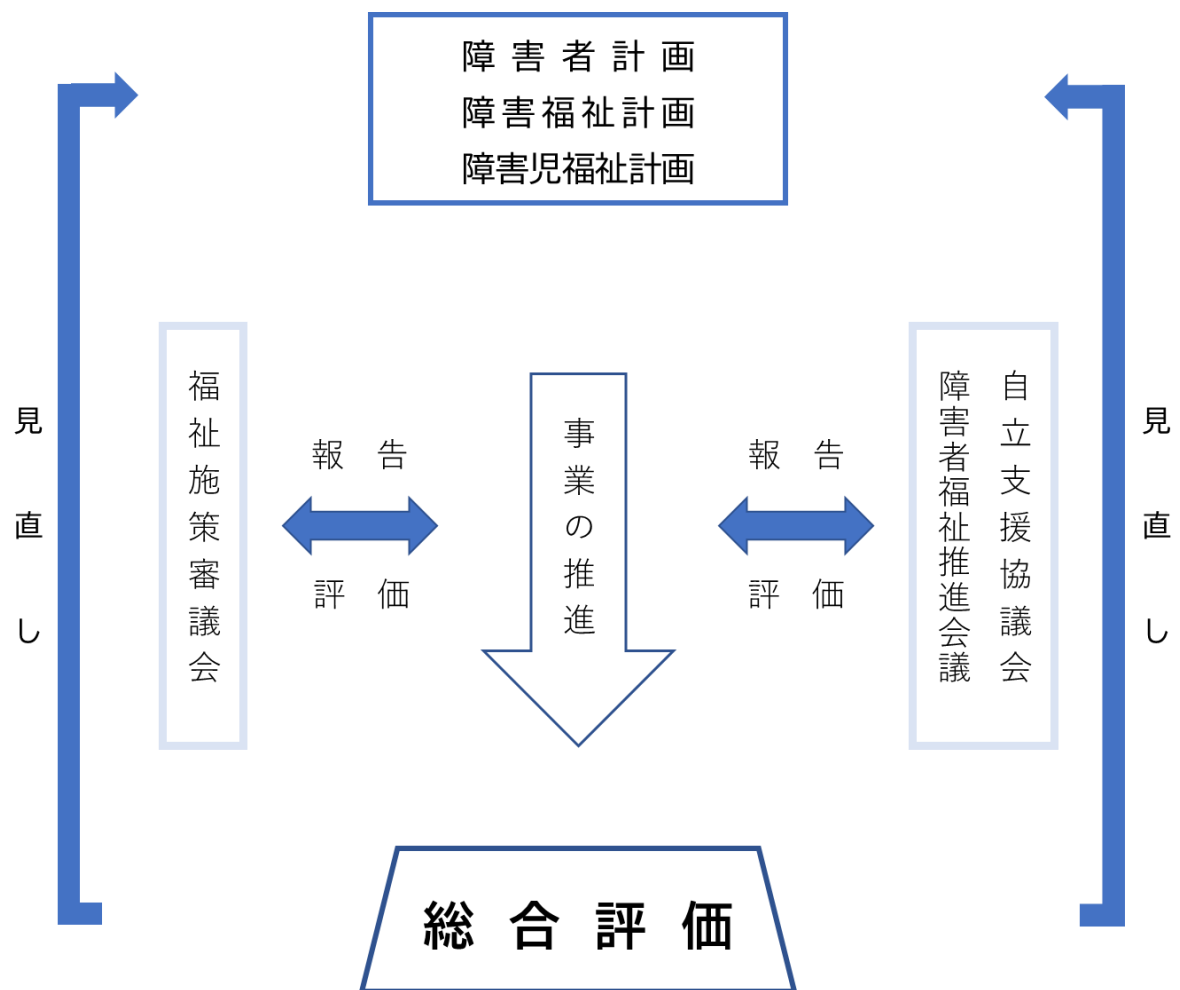
そのためには、私たちのまわりにある様々な福祉資源を活用することが大切です。

本計画では、行政だけでなく、自治会、地域の人々、民生（主任児童）委員、地区社協、NPO、ボランティア、学校、企業、各種関係施設・団体等が、それぞれの立場に応じた役割を分担しながらネットワークを構築するとともに、協働というフットワークで、「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を目指します。



## (2) 計画の進行管理と推進

障害者に関する総合的なサービス体制を確立するため、市民の代表から構成される市長の諮問機関である流山市福祉施策審議会や関係機関・当事者団体・ボランティアセンター等で構成される流山市障害者福祉推進会議と流山市地域自立支援協議会において、各機関・団体が連携し、計画の進行管理と推進を図っていきます。



### (3) 流山市地域自立支援協議会の活用

障害者総合支援法に規定された地域自立支援協議会において、障害者が地域で暮らすため、生活やサービス面での課題を検討し、解決に向けて話し合いを行います。また、地域において障害者を支える関係機関とネットワークの構築を図り、流山市の障害福祉の向上を目指します。

全体会：全委員による協議の場（年2回）

専門部会：流山市地域自立支援協議会では、4つの専門部会を設置し、専門的に課題検討と協議を行い全体会に報告します。（月1回から必要に応じて開催）

専門部会名称	概要
①相談支援部会	相談支援体制の整備、地域課題の整理・提言、相談機関の役割と分担、各相談機関の相談技術のスキルアップ、個別会議（ケース会議）の開催等の役割を担う。
②地域生活支援部会	障害者の「居住」のサポート、地域生活移行、退院の促進、ボランティアの活用、児童・民生委員との連携、地域住民への啓発等の役割を担う。
③就労支援部会	就労支援体制づくり、就労に関する障害福祉サービスと日中活動系も含めた広い範囲で、障害者の「働く」というテーマを基に就労関連の諸制度について検討する役割を担う。
④権利擁護部会	障害者虐待、障害者差別、成年後見人制度などの障害者の権利擁護に関する制度や課題について協議し、権利擁護に関する普及啓発等の役割を担う。

### (4) 国・県への要請

障害者福祉のより一層の充実を目指し、各種障害者関連施設の整備拡充について、国・県への補助・助成の要請を行っていきます。

また、広域対応の施設整備や各種制度の拡充等についても要請していきます。



## 第2編 各論

## 第1章 安心・安全な生活環境の整備

障害のある人が地域で安心・安全に生活するには、居宅における日常生活や外出先において、様々な社会的障壁を取り除く必要があります。

安心・安全で快適な生活環境の場を整備するために、住宅・公共施設・公共交通機関等においてバリアフリー化を推進するとともに、地域における防犯体制の構築を図る必要があります。

### 1 道路・交通のバリアフリー化の促進

#### [現状と課題]

障害者を対象としたアンケート調査によると、障害者が外出するために必要なことは、公共交通機関を利用する際の運賃の割引、介助者の支援を除き、道路の段差解消や歩道整備等の環境整備やメンテナンスとなっています。

障害者が安全に市中を移動するために、道路・歩行空間のバリアフリー化を推進し、点字ブロック上の駐輪や歩きながらのスマホ操作等の交通マナーについても啓発が必要です。

事業名	事業内容と目標	実施主体
公共交通のバリアフリー化	市内の路線バスは全て車両の低床化を達成していますが、新規路線について、バス事業者に働きかけます。	まちづくり推進課
歩行空間のバリアフリー化	歩行者の安全性向上のため、現在行っている新設・改良工事において歩道整備や点字ブロックの設置等を行います。 歩道等の整備等においては、交通弱者といわれる方々に配慮した道路整備に努めます。	道路建設課
市街地の整備	つくばエクスプレス沿線整備事業について、障害者が安全で生活しやすい道路や歩道整備を進めていきます。	まちづくり推進課

## 2 公共施設等のバリアフリー化の促進

---

### [現状と課題]

市内公共施設については、公共施設等管理計画の内容を基に、個別施設計画にて計画的に改修を行っています。既存の公共施設は、100%バリアフリー化になっていませんので、施設の改修時にバリアフリー化を行ったり、合理的配慮によりスロープや手すりを設置してまいります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
既存施設のバリアフリー化	既存の公共施設の改修計画に併せ、施設のバリアフリー化を促進します。 階段に手すりやノンスリップの設置を促進します。 消防本部・中央消防署の新設に伴い、ユニバーサルデザインを採用し、市民が利用しやすい開かれた施設整備を進めます。	各施設担当課 財産活用課 公民館 博物館

## 3 住宅改造の推進

---

### [現状と課題]

障害者が住み慣れた地域で生活するための基本となるのは住居です。日常生活を送るうえでバリアフリー化されていない住居について、手すりや段差の解消による住宅改造費助成事業を適切に利用されるよう周知・促進いたします。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者への住宅改造費助成事業の周知・促進	障害者への障害特性により、手すりや段差の解消、浴室・トイレの改修工事等における住宅改造費助成事業の周知・推進を行います。	障害者支援課

## 4 防災、防犯対策の推進

### [現状と課題]

アンケート調査によると、災害時において一人で避難ができないと答えた人は全体で41.0%にのぼり、災害時の避難体制の重要性が伺えます。

近年の台風・大雨による災害の激甚化により、障害者が安心して避難できるよう、障害特性に配慮した避難所運営や、日頃から地域住民同士や民生委員、事業所等とのネットワークづくりを進める体制づくりが必要です。

また、地域で安心して生活するために、日常的な防犯対策や地域連携による防犯体制の構築が必要です。

事業名	事業内容と目標	実施主体
地域防災体制の充実	大規模な災害が発生した場合は、「流山市災害対策本部」を設置して、災害対策活動を行います。災害時には、「安心メール」等により聴覚障害者等に避難情報や被害情報の提供を行います。 自治会等による防災訓練に当事者自らの参加を積極的に推進します。日頃から安心メールのシステム管理と登録者数増加の啓発を行います。	防災危機管理課
防災行政無線更新事業	災害時情報伝達手段について一斉送信機能の導入を行います。	防災危機管理課
災害時の支援体制の整備	家族や身近な支援者の協力により、障害者が災害等に遭遇した時の避難体制の整備や障害特性に配慮した避難所運営を行います。また、支え合い活動名簿を活用し、地域における見守りや避難支援を行います。	社会福祉課
地域防犯体制の推進	自治会等による地域での防犯パトロールに、当事者自らの参加を積極的に推進します。	コミュニティ課

## 第2章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者が地域で暮らして行く上で情報収集は欠かせないものです。個々の障害の特性に応じた情報の発信・提供の充実を図り、必要な情報をいつでも取得でき、障害の特性に応じた情報の提供を支援します。

### 1 広報活動の充実

#### [現状と課題]

市からの情報発信は、主に「広報ながれやま」と「市ホームページ」にて行っています。この2つの手法について、どんな障害の人でも知りたい情報が得られるよう、視覚障害者には点訳・音訳・テキストデータにより提供し、聴覚障害者にはFAX番号を記載するなど、障害の特性に配慮し情報を提供しています。

事業名	事業内容と目標	実施主体
ホームページの活用	現代社会において、ITの活用は非常に有効なものであり、市からの情報発信においても、ホームページの活用は誰もが簡単に情報の取得ができるものです。市ホームページは、どんな人でも分かりやすいユニバーサルデザインを意識し、特に視覚障害者にも対応できるものとなるよう充実を図ります。	秘書広報課
声の広報の提供	点字のできない視覚障害者もいるため、音声による情報取得は重要であることから、音訳のボランティア団体が製作した音声による広報、又はメールにてテキストデータを提供します。 防災情報など重要な情報提供は、点字や音声による情報提供などコミュニケーションに障害のある人に配慮した情報提供を推進します。	秘書広報課

事業名	事業内容と目標	実施主体
点字広報の提供	視覚障害者にとって、点字は大事な情報取得手段の一つとなります。点訳のボランティア団体が製作した点字による広報を提供します。	秘書広報課

## 2 情報バリアフリー化の推進

### [現状と課題]

障害者が知りたい情報を得る手段として、家族からの情報の他にスマートフォンを含むインターネットを利用している人の割合が多く、テレビ・新聞などを上回っています。

情報を得るための重要な手段であるインターネットの利用について、どんな障害の方でも利用できるようサポートする必要があります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
I C T利用の推進	障害特性に応じてスマートフォン・タブレット・パソコンの情報通信技術を活かしたコミュニケーション支援に努めます。	障害者支援課
I C T関連の日常生活用具の給付	上肢機能障害者や視覚障害者のためのパソコンの周辺機器や専用ソフトなど、I C Tに関わる日常生活用具を給付します。	障害者支援課

### 3 手話言語条例の普及促進

---

#### [現状と課題]

平成31年4月に「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」が施行されました。手話言語の普及促進に向け各種事業を行います。

事業名	事業内容と目標	実施主体
手話言語条例の普及促進に向けた各種事業の展開	平成31年4月に施行した手話言語条例の普及促進に向け、各種事業を展開します。	障害者支援課

### 4 手話通訳者の養成・派遣の推進

---

#### [現状と課題]

手話を必要とする聴覚障害者にとって、その情報を提供する手話通訳者の養成は欠かせないものとなります。市では講座の開催等により普及に努め、これらの人材の養成を行う他、現在、障害者支援課に週5日設置している手話通訳者を引き続き設置します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
手話通訳者の養成	聴覚障害者のニーズに応えるため、手話通訳のできる人材を養成します。	障害者支援課
手話・要約筆記の普及	聴覚障害者の理解と交流を深めるため、手話・要約筆記の講座の開催や手話通訳者、要約筆記者の派遣を充実させ、普及に努めます。	障害者支援課
手話通訳者の設置	障害者支援課内に手話通訳者を週5日設置し、各種手続き、相談等の情報保障及び聴覚障害者とのコミュニケーションの充実に努めます。	障害者支援課

## 5 要約筆記者の養成・派遣の推進

---

### [現状と課題]

手話を必要とする聴覚障害者は、文字での情報取得も有効な情報取得のひとつとなります。手話通訳者とともに、文字による情報の保障をするため、要約筆記者の養成に努めます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
要約筆記者の養成	要約筆記を必要とする中途失聴者・難聴者のニーズに応えるため、要約筆記のできる人材を養成します。	障害者支援課

## 6 「障害福祉の案内」の充実・配布

---

### [現状と課題]

障害者が受けられる制度・各種サービス・手当等についての内容を冊子にした「障害福祉の案内」を障害者手帳交付時を中心に配付しています。また、市ホームページにも掲載しています。年度途中においても内容を適宜見直し、情報は常に最新のものを提供します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
「障害福祉の案内」の充実・配布	「障害福祉の案内」の内容を充実し、市民及び障害者支援に係る関係機関に発行することで、市民が必要とする情報を提供します。また、各障害者団体が発行している機関誌を窓口を設置し提供することで、障害者理解の促進を図ります。	障害者支援課



### 第3章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障害者差別解消法や障害者虐待防止法など、障害者の権利擁護のための法整備は進んでいますが、社会に浸透しているとは言えず、障害に対する市民の理解も十分ではありません。

日常生活・社会生活のあらゆる場面において、障害を理由とした差別の解消に向け、市民に対し啓発・周知するとともに、相談体制の充実を図ります。

また、平成31年4月に施行された「手話言語条例」の普及に向け、各種事業を展開します。

#### 1 障害を理由とする差別解消の推進

##### [現状と課題]

アンケート調査によると、障害を理由とした差別を受けたことがある人の割合は、全体では15.6%ですが、障害の種別によっては、30%近くに上るものもあります。また、「障害者差別解消法」については70.0%の人が「知らない」と答えており、認知度が低いことが伺えます。今後の施策の重要度についても、「差別や偏見をなくすための人権教育や広報活動の充実」を挙げている人が多いです。

障害を理由とした差別のない社会、あらゆる障害への理解について、さらに周知を進める必要があります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者差別解消法の普及・啓発	平成25年6月に公布された障害者差別解消法に基づき、流山市の障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本的な方向を定める「基本方針」及び当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示す「対応要領・対応指針」の策定に取り組み、その普及・啓発に取り組んでまいります。	障害者支援課

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の普及・啓発	<p>全国初の障害者の権利に関する条例の趣旨の普及・啓発のためのパンフレットを配布し、障害者にやさしいまちづくりを目指します。</p> <p>地域相談員 10人（千葉県委嘱）</p>	障害者支援課
精神障害に対する理解の促進	<p>市民に向けた講演会や地域で生活する精神障害者を支える仕組みを作る働きかけを行い、精神障害に対する理解の促進に努めます。</p>	障害者支援課
発達障害に対する理解の促進	<p>発達障害に関する講演会等を行い、発達障害に対する理解の促進に努めます。</p>	障害者支援課

## 2 権利擁護の推進

### [現状と課題]

アンケート調査によると、「障害者虐待防止法」については、56.4%の人が「知らない」と答え、成年後見制度については42.5%の人が「知らない」と答えており、現状では、障害者の権利擁護について認知度が低くなっています。しかしながら、今後の施策の重要度では、「自分の生活、財産、権利を守ってくれるサービスの充実」を挙げる人が多く、障害者の権利擁護に対し関心が高くなっています。

障害者虐待については、迅速な対応が求められています。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者虐待防止対策	障害者虐待防止法に規定された障害者虐待防止センターを障害者支援課内に設置しています。 障害者に対する養護者、施設従事者、利用者からの虐待の通報・届出があった場合は、早期に事実確認を行い、必要に応じて本人の一時保護等の安全確保と不安解消を第一に早期解決を行います。また、障害者虐待防止センターのPRに合わせて障害者虐待防止の理解を促進します。	障害者支援課
成年後見制度の周知	講演会や相談会の実施により成年後見制度の普及・啓発を図ります。（成年後見制度利用促進事業） 障害により物事の判断が不十分で家族の支援が受けられない場合、障害者の権利を守るための支援を行います。	障害者支援課

### 3 啓発活動の充実

#### [現状と課題]

障害者への差別をなくす施策、権利擁護の他、障害に対する理解の啓発が重要です。市では障害者マークの周知、講演会、市職員への研修など、あらゆる機会において障害者への理解を深める施策を推進します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者週間の充実	毎年12月3日～12月9日の障害者週間において、障害者団体連絡協議会、市内福祉施設等の連携のもと、各団体の活動の紹介や作品等が展示できる場所を確保し、一般市民に障害者に対する理解の促進を図ります。	障害者支援課
障害者マークの周知	市窓口において、障害者のマークについて記載された「障害福祉の案内」を一般市民にも随時配布するほか、講習会や講演会などの機会に、補助犬マーク、オストメイトマーク、ヘルプマーク等のポスター掲示やチラシを配布するなど障害者マークの周知を図り、障害者への理解を促進します。	障害者支援課
障害者に対する理解を深める講演会の充実	障害者福祉センターにおいて、一般市民に対する障害者理解のための講演会を開催します。 民生委員・児童委員の研修会や各団体が開催する講演会等に市職員や障害当事者が講師として参加し、また、出前講座等の機会を通じて、地域の中で生活する障害者に対する理解を促進します。	障害者支援課
市職員に対する研修・啓発	新規採用職員向けに研修を中心に、障害者に対する理解及び対応の習得に努めます。	人材育成課

## 4 福祉教育の充実

### [現状と課題]

障害者への理解を深めるためには、子どもの頃の体験や学習が重要なものとなります。  
小・中学校での授業を通じて障害への理解を深めます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
体験学習の実施	児童・生徒が障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、手話や車いす体験、視覚障害、コミュニケーション等の疑似体験をすることで障害者に対する理解を深めます。	指導課
福祉の授業	体験学習、施設訪問を通して福祉の理解を深めたり、生活の中にある点字ブロックや音の出る横断歩道などの役割を考えることで、福祉に関する知識を学び、障害当事者からの体験により障害者と触れあうことで心情豊かな人間性をはぐくむ生徒を育てます。また、ストレスや心の病気について理解し、早期発見・早期相談につなげ、児童・生徒が健全な日常生活を送れるよう、メンタルヘルスについての学習の機会を設け、精神障害に対する理解を深めます。	指導課 障害者支援課

## 5 交流機会の拡大

### [現状と課題]

健常者が障害の理解を深めるうえで、障害者との交流は欠かせないものであります。障害者団体との交流等で障害者への理解を深めます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者団体との交流	地域に密着した福祉まつりを開催し、手話コースや疑似体験（車いす体験、視覚障害体験）等を通し、障害者との交流を深めることで、障害者に対する理解と福祉に関する啓発活動を行います。	障害者支援課
市民まつり 福祉会場の開催	各団体が主催するバザーや模擬店を支援し、障害者と市民との交流を図ることで、障害者や福祉に関する啓発活動を行います。	障害者支援課

## 第4章 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

平成18年に施行された障害者自立支援法では、障害者の自己選択と自己決定による障害福祉サービスの利用が始まり、平成25年には障害者自立支援法が障害者総合支援法へと変わり、今まで支援を受けられなかった発達障害や障害者手帳の対象とならない難病患者も必要な福祉サービスが受けられるようになりました。

障害者が地域で生活していくためには、障害者が自ら選択して福祉サービスを受けることができるような相談支援体制と福祉サービスの提供体制の整備が必要となります。

### 1 相談支援体制の充実

#### [現状と課題]

アンケート調査によると、今後の施策の重要度について「何でも相談できる窓口など相談体制の充実」を求める人が32.8%と非常に高い割合であり、相談支援体制の強化は最も重要な施策であります。

市内3か所の相談支援事業所を中心とし、障害者が気軽に何でも相談できるようにします。

事業名	事業内容と目標	実施主体
相談支援事業所の配置と活用	障害者の包括的支援をするために、基幹相談支援センターの設置、市内の地域ごとに相談支援事業所を市内3箇所及び市外1箇所設置し、障害者本人及びその家族が身近な場所で、日常生活の様々な課題について無料で相談ができるようにします。	障害者支援課
相談支援体制の充実	基幹相談支援センター、相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、地域生活支援拠点等により、より身近に日常生活の相談に応じられるよう連携を図ります。	障害者支援課

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者相談員の配置	障害者のための相談窓口のひとつとして、障害者ご本人又はその保護者からなる障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）を配置します。 身体障害者相談員 7人 知的障害者相談員 2人	障害者支援課
障害者相談員による各種相談	障害者ご本人又はその保護者である障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）を活用し、障害者の日常生活の悩みなどの相談支援を行います。	障害者支援課
中核地域生活支援センター等との連携	地域福祉の推進を図るために健康福祉センターごとに設置されている中核地域生活支援センターと連携を図り、専門的な相談や困難事例の支援を行います。	障害者支援課

## 2 地域生活への移行支援

### [現状と課題]

施設や病院での生活が長かった障害者が地域で安心して生活するためには、様々な支援が必要となります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
施設や病院からグループホーム等への地域生活の移行促進	サービス事業者との連携により、社会資源を活用しながら円滑に地域生活へ移行できるよう促進します。	障害者支援課



### 3 日中活動の場・住まいの場の充実

---

#### [現状と課題]

アンケート調査によると、障害者の保護者は、誰もが親亡き後の生活や学校を卒業した後の日中活動の場の確保について不安を抱えています。

これらのニーズに応えるべく、生活介護等の日中活動ができる場所の整備、住まいの場であるグループホームの確保が必要となっています。

事業名	事業内容と目標	実施主体
重度の障害者の施設（生活介護）支援、グループホーム等の充実	親亡き後の不安を解消するため、地域における障害福祉サービスの提供体制の整備、グループホーム等の充実を図ります。	障害者支援課

### 4 在宅福祉サービスの充実

---

#### [現状と課題]

アンケート調査によると、今後重要だと思える施策について、「自宅での生活を支援する在宅サービスの充実」を挙げている人が23.7%となっており、障害者が住み慣れた地域で生活をしていく上で重要なものであることがわかります。

障害者総合支援法に基づく居宅介護や重度訪問介護といった障害福祉サービス、補装具費の支給、日中一時支援事業や日常生活用具の支給などの地域生活支援事業など、個々の障害者のニーズに合ったものを支給し、在宅での生活を支援します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
ホームヘルプサービス・ショートステイサービスの充実	居宅における食事等の介助、調理、洗濯等の生活全般にわたる援助や短期間の施設への入所支援を行います。	障害者支援課

補装具の給付	補聴器や義足、車いすなど、障害者総合支援法により定められた用具を給付します。	障害者支援課
日常生活用具の給付	特殊寝台や移動・移乗支援用具、頭部保護帽、ストマ用装具などの日常生活用具を必要とする方に、定められた用具の給付を行います。	障害者支援課

## 5 障害児支援の充実

### [現状と課題]

アンケート調査によると、本市の18歳未満人口の著しい増加も相まって、障害児の福祉サービスへの需要が高まっています。

児童発達支援等のサービスを利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成が必要になりますが、計画を作成する相談支援専門員が不足している現状があります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の充実	利用を希望する障害児に対して、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援などの必要なサービスが提供できるような体制の充実を図ります。	障害者支援課
障害児相談支援の充実	増加する利用者に対応し、サービス利用を含めた相談ができるよう障害児相談支援の充実を目指します。	障害者支援課
発達障害に対応した相談体制	発達障害に対応した相談体制の整備を図ります。	障害者支援課

## 6 地域生活支援拠点等の充実

---

### [現状と課題]

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
地域生活支援拠点等の充実	障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制を充実します。	障害者支援課

## 7 身体障害者補助犬への理解の促進

---

### [現状と課題]

身体障害者補助犬法は目の不自由な方の歩行をサポートする盲導犬、身体の不自由な方の生活をサポートする介助犬、耳の不自由な方に音を知らせる聴導犬の3種類があり、補助犬の理解促進について引き続き推進します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
身体障害者補助犬への理解の促進	市窓口、イベント、行事等の機会を通して、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の病院や飲食店等への同伴の理解に対するパンフレットとシールを配布することで、障害者が生活しやすい環境づくりを推進します。	障害者支援課

## 8 地域福祉の推進

### [現状と課題]

障害者を支援するには、行政機関のみならず、地域での支え合いが必要です。そのためには、障害者団体、NPO法人、社会福祉法人と連携したボランティアの育成が必要です。

事業名	事業内容と目標	実施主体
ボランティアの育成・啓発	障害の特性を理解し、必要に応じてボランティア養成講座を開催することで、ボランティアやボランティア団体の育成に努めます。また、社会福祉協議会ボランティアセンター、障害者福祉センターによるボランティア活動の広報や研修を実施することで、ボランティア活動を充実します。	ボランティアセンター 障害者福祉センター
障害者団体の活動拠点の整備	自主的に障害者団体が活動でき、会員が気軽に交流・打ち合わせができる場を整備します。	障害者支援課
NPO活動の推進	NPO法人との協働・提案型事業により、現在実施している市民後見人養成講座等の各種講座の開催や、その他の講演会を後援することで、NPO活動の推進を図ります。	NPO法人 市関係各課

## 第5章 保健・医療の推進

障害による負担を軽減し、障害者の自立を促進するには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で対応できることが必要です。医療機関等と連携し、特に乳幼児期における疾病や障害の早期発見及び治療に努めます。また医師会・歯科医師会等の関係機関と連携を図り、障害者が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを推進します。

### 1 健康都市宣言・健康づくりの推進

#### [現状と課題]

障害者の健康維持のために、気軽に相談できる場所、障害者に配慮した健診体制を作ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
障害者の検診体制の充実	障害特性に配慮した検診体制や健康相談、健康教育の実施に努めます。	健康増進課

### 2 医療福祉サービスの充実

#### [現状と課題]

障害の発生予防や二次障害の予防、重度化防止など、障害者が充実した在宅生活を送るためには、保健等事業を通じて健康管理・健康づくりに取り組んでいくことが大切です。

事業名	事業内容と目標	実施主体
医療福祉サービスの充実	障害者や介護者のニーズに的確に対応するためには、保健医療と福祉サービスの切れ目のない連携が必要であることから、保健医療及び介護保険の関連する関係機関及び部署との連携強化を図ります。	市関係各課

### 3 医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実

---

---

#### [現状と課題]

医療的ケアが必要な障害児が、地域において必要な支援が受けられるよう関係機関と連携をし、支援体制を作ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実	気管切開や人工呼吸器等の医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実を図ります。	障害者支援課 健康増進課

### 4 乳幼児期における疾病や障害の早期発見

---

---

#### [現状と課題]

アンケート調査によると、障害の早期発見・早期対応を求める声が多く、それに対応する身近な相談場所の整備が必要です。

事業名	事業内容と目標	実施主体
乳幼児期における疾病や障害の早期発見	乳幼児期における疾病や障害の早期発見・早期対応するために、関係機関と連携し、相談体制の整備を図ります。	障害者支援課 健康増進課

## 5 精神障害者のための地域ケアネットワークの充実

---

---

### [現状と課題]

精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者のための地域ケアネットワークを構築します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
精神障害者のための地域ケアネットワークの充実	保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、精神障害者のための地域ケアネットワークを構築します。	障害者支援課

## 第6章 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者が就労することは、経済的自立や生きがいづくりにつながります。ハローワーク等の機関との連携、就労支援センター、障害者総合支援法に基づく就労移行支援・就労継続支援事業所での支援を充実させ、障害者個々の特性や能力に応じた就業機会の拡大に努めます。

就労の他、障害者が地域で暮らしていく上で、経済的な自立は重要なこととなります。福祉手当・公的医療費助成制度を適切に活用し、障害者の経済的自立を推進します。

### 1 就労や雇用の場の確保

#### [現状と課題]

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労・雇用の場の確保が必要です。アンケート調査によると、障害者が職場で働くうえで必要なことは、障害に合った仕事であること、障害に対する周囲の理解などがあげられています。

事業名	事業内容と目標	実施主体
就労・雇用機会の充実	市役所をはじめ企業の就労・雇用機会の拡充に努めます。また、職場実習の受け入れ企業の拡充を図り、雇用の定着に努めます。 事業主への特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用安定助成金等の周知と、ハローワーク松戸や流山高等学園等と連携し、職場実習の受け入れや雇用の促進に努めます。	商工振興課
優先調達推進	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者福祉施設からの物品および役務を調達することで、障害者の雇用の確保、工賃の向上に努めます。	障害者支援課



## 2 就労施設利用者の支援

---

---

### [現状と課題]

障害者が意欲を持って就労できるよう、就労支援施設利用者負担金助成及び通所交通費の助成を行っています。

また就労支援センターにおいては、就労支援のみならず、就労後の支援についても充実を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
就労施設利用者の支援	就労移行支援及び就労継続支援を受ける施設利用者の利用料の助成と就労継続支援施設等に通所している障害者の交通費助成を行います。	障害者支援課
就労支援センターの充実	就労を希望している障害者に対して、職業準備訓練・就労支援・職場定着支援・就労相談などを行い障害者の自立を目指します。	就労支援センター

## 3 経済的自立の支援

---

---

### [現状と課題]

アンケート調査によると、今後重要だと思える施策については「福祉手当・タクシー券の支給などの経済的支援の充実」を挙げている方が35.9%おり、障害者が生活していく上で重要なこととなっています。

年金・公的医療費負担制度・各種手当等の周知を行い、制度を必要としている人が適正に受けられることが必要です。

事業名	事業内容と目標	実施主体
年金・手当制度・医療費公費負担制度の周知	障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当等の各種手当、自立支援医療等の公費負担制度の周知を図り、必要な支援が受けられるように努めます。	障害者支援課
市福祉手当・自動車燃料券、福祉タクシー券の助成等	市独自の制度である市福祉手当・自動車燃料券、福祉タクシー券の助成について、対象者が確実に制度を利用できるよう、適正な制度の運用に努めます。	障害者支援課

## 第7章 療育・教育の充実

障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが共に成長できるよう、地域で専門的な保育・療育・教育を受けられる体制づくりが重要です。

障害のある、あるいは特別な支援が必要な子どもの発達・成長に応じた切れ目のない支援を行うため、福祉・教育・専門機関と連携する必要があります。

### 1 保育・就学前教育の充実

#### [現状と課題]

障害児が療育施設等で支援を受けるほか、健常児との交流は、社会性の向上に寄与するものです。

事業名	事業内容と目標	実施主体
健常児との交流事業の推進	保育所等の健常児と交流を行い、集団活動を通して社会性・対人性の向上を目指していきます。また、幼稚園、保育所との並行通園児には、当該園との情報を共有し、対象園児のサポートをしていきます。	保育課

### 2 学校教育の充実

#### [現状と課題]

アンケート調査によると、障害のある子どもが学ぶための環境について、「先生の理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をすること」が87.9%、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させること」が74.7%、「施設、整備、教材を充実させること」が62.6%の人が回答しているなど、教育への関心・期待は非常に高いものであります。

これらの要望に応えられるような施策が必要です。

事業名	事業内容と目標	実施主体
特別支援教育体制の推進と充実	<p>特別支援教育を必要な児童が支援を受けられるように、支援システムとして特別支援学級、通級指導教室（言語指導、情緒指導、難聴指導、学習障害等指導）を市内小・中学校に設置します。</p> <p>障害の状態を踏まえ一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。また、特別な支援が必要な児童や生徒に適切な教育支援が出来る「学習サポート教員・指導員」を確保し、体制の充実を図ります。</p>	指導課
学びのつながり支援の充実	<p>小中学校における特別支援学級、通級指導教室での学びについての理解を深めることを目的として、市内各学校の特別支援学級、通級指導教室の説明会及び特別支援学級の授業見学会を開催します。</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学先を提案し、県立特別支援学校の見学会・相談会への案内も行います。</p> <p>療育施設・保育所（園）・幼稚園・認定こども園での学びを就学先（特別支援学校、小学校）へ引き継ぐために連携を図ります。</p>	指導課
教育・療育施設の充実	<p>児童生徒の発達や障害に即した特別支援教育の充実を図ります。</p>	指導課

### 3 児童発達支援センターの充実

#### [現状と課題]

就学前の障害のある子どもの相談・支援について、市唯一の児童発達支援センターは非常に重要な役割を持っています。

地域で身近に相談できる場としての充実を図ります。

事業名	事業内容と目標	実施主体
児童発達支援センターの充実	<p>身近な地域の障害児支援の専門機関として、通所利用の障害児支援だけではなく居宅訪問型支援、地域の障害児・その家族を対象とした支援や保育所等の施設に通う障害児に対して、施設を訪問して支援するなどの地域支援に対応する中心的施設です。</p> <p>心身の成長や発達に心配のある乳幼児及び児童に対して、専門的かつ総合的な相談を行い、障害児の早期発見、早期療育に努めることを目的としています。また、相談、面接、診察など総合的な相談をし、利用者が社会的自立と地域生活が有効に行えるための「障害児支援利用計画」を作成します。また、特定相談支援事業所の指定を受け相談支援の充実を図ります。</p> <p>保育所、幼稚園等を利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所、幼稚園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児本人又は訪問先スタッフに対して、訪問スタッフが直接を施設訪問し、支援を行います。</p> <p>また、引き続き障害児等療育支援事業（県委託事業）を行います。</p> <p>視覚に障害のある児童にはロービジョンケアや幼児期の発語の遅れや発音、吃音の状態に対しては言語聴覚士が専門的立場から症状の解消又は軽減を行います。</p>	児童発達支援センター

#### 4 障害児の保育等の充実

---

---

##### [現状と課題]

本市では、共働きの子育て世帯の増加に伴い、障害のある子どもで保育を必要とする子どもが増えていますが、保育所での受け入れが十分でないのが現状です。障害のある子どもの保育所、認定こども園、幼稚園での受け入れについて推進します。

事業名	事業内容と目標	実施主体
保育所・認定こども園・幼稚園・における障害児の保育等の充実	障害のある児童で保育が必要、幼児教育を希望する児童が、保育所、認定こども園、幼稚園を利用することができるよう障害児の保育等の充実を推進します。	保育課 幼児教育支援センター附属幼稚園

## 第8章 文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動は、障害者の生活をより豊かにし、また地域における様々な交流機会を持つことになることから、障害者の希望・個性等に応じた参加しやすい環境づくりが必要です。

これらの活動を障害者が気軽にできるような機会・内容の充実を図ります。

### 1 文化・スポーツ活動の推進

#### [現状と課題]

文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動などの体制を充実することは、障害者の社会参加の促進につながるとともに、障害のある人とない人の相互理解を深めることになります。

特にスポーツの分野においては、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えていることから、障害者のスポーツへの関心が高まっていることが考えられます。

事業名	事業内容と目標	実施主体
各種スポーツ大会への参加促進	障害者スポーツに対する理解・関心を高めるため、障害者団体と連携し、障害者スポーツ大会等への参加を促進します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、女子車いすバスケットボールオランダ代表チームの事前キャンプや交流、スポーツ用具等の充実化を図り、スポーツ振興を図っていきます。	障害者支援課 スポーツ振興課
障害者レクリエーション活動の推進	障害者福祉センターを中心に、障害者団体と連携し、障害者が楽しめる講座や発表の場、イベントを企画し、誰もが参加したいと思える行事を実施します。	障害者福祉センター 障害者支援課
障害者の文化活動の推進	障害者福祉センターで行われている講習会等をはじめ、その他生涯学習に関する情報について、文化活動への関心を高められるよう周知を図ってまいります。	障害者支援課 障害者福祉センター 生涯学習課

## 用語解説

### あ行

#### **ICT (Information and Communication Technology)**

---

(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)

情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。我が国が抱える様々な課題（地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）に対応するため、社会の様々な分野におけるICTの効果的な利活用が不可欠です。

#### **医療的ケア児**

---

生活するなかで痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアを必要とする子どもたちです。近年の新生児医療の発達や都市部を中心としたNICU（新生児集中治療室）の増設により、以前なら出産直後に亡くなっていたケースである超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもも助かることが多くなってきました。

#### **インクルージョン**

---

包容、包含を意味する。教育分野では、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごし、生きる力を身につけていくことを目的とした仕組み。（インクルーシブ教育）

### か行

#### **共生社会**

---

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

#### **グループホーム**

---

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が世話人の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で生活する居住の場です。平成26年4月1日より、グループホームとケアホームの2つに分かれていたサービスがグループホームに一元化されました。

以後グループホームで提供するサービスは「日常生活の援助等の基本サービス」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2つとなっています。グループホームは、入所施設に比べると規模が小さく、数人で暮らす生活の場であるため、支援は一人ひとりのニーズにあったものとなります。



## 現物給付

---

現物給付とは、医療機関の窓口で定額一部負担金以外の費用を支払うことなく、診療、薬などの医療サービスを受けられる仕組みのことです。

これまで重度障害者医療費助成については、対象者が医療機関等に費用をいったん支払い、その後、一部負担金について市へ請求することで助成を受ける償還払い方式がとられていました。

平成27年8月から現物給付化へと制度が変更になり、対象者（身体障害者、知的障害者）は、市が発行する重度心身障害者（児）医療受給券を提示することで、市で定められた重度心身障害者医療自己負担金（通院1回につき300円、入院1日につき300円）のみ支払っていただき、差額分を市が千葉県国民健康保険団体連合及び社会保険診療報酬支払基金千葉県支部を介し、医療機関等に支払うこととなりました。

## 言語聴覚士

---

言語障害（失語症、構音障害）や聴覚障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害などに対し、問題の本質や発音メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職です。

## 権利擁護

---

特定のサービスの利用にあたって、利用者に不利益がないように、弁護あるいは擁護する制度の総称です。本人の判断能力が十分でない状態にある人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うものです。

## 合理的配慮

---

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことです。平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）により、行政機関や事業者には、障害のある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになりました。

## さ行

### 作業療法士

---

入浴や食事などの日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、社会適応に向けた身体と心のリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士と異なり、作業療法士は躁うつ病および摂食障害などの精神障害者も対象としていて、生きがい支援のスペシャリストともいわれています。

## 重症心身障害児

---

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どもです。成人すると重症心身障害者と呼ばれます。先天性の疾患や出生児のトラブルで脳の機能に障害が残り、歩くことや話すことができず、いわゆる寝たきりに近い状態で、恒常的に生活介助を必要とします。

## 重度障害者

---

身体障害者、知的障害者、精神障害者等が持っている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳によって定められている等級で重度に該当する人です。障害のある箇所、制度や団体によって、何級を重度とするかは異なります。

## 就労パスポート

---

障害のある方が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを就労支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる厚生労働省が作成した情報共有ツールです。

## 障害者虐待防止法

---

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」という名称です。養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者について、身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済的といった虐待について定義しており、虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

## 障害者権利条約

---

障害者の人権及び基本的人権の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約です。平成18年12月に国連総会で採択され、日本は平成19年9月28日に署名しています。その後、国内法の整備を経て、平成26年1月20日に障害者権利条約を批准しました。

## 障害者差別解消法

---

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という名称です。障害のある人への「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止を定めており、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者の、障害のある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすための決まりごとを定めた法律です。

## 障害者週間

---

毎年12月3日から9日までの1週間です。12月3日は国際障害者デーであり日本では障害者基本法の公布日でもあります。また12月9日は従来障害者の日でした。障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

## 障害者総合支援法

---

従来の「障害者自立支援法」に代わり平成25年4月1日に施行された法律です。障害者総合支援法は施行とともに、従来制度の谷間を埋めるべく障害者（児）の定義に難病等を追加しました。さらに平成26年4月1日からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、障害支援区分の創設などが実施されました。

## 障害者福祉推進会議

---

「共に生き、共に築く、私たちのまち一流山」を基本理念とする流山市障害者計画の推進を図るために、流山市障害者計画及び流山市障害（児）福祉計画に係る事業の分析・評価など、流山市の障害福祉の推進に関する総合的な施策について審議する会議です。

## 障害者優先調達推進法

---

正式には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」という名称です。国や地方公共団体等は、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされています。

## 情報アクセシビリティ

---

“アクセシビリティ”を訳すと「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」となり、障害のある人や高齢者がパソコンやウェブページなどの情報資源を不自由なく使えることが求められています。地方公共団体でも積極的にアクセシビリティを考慮したホームページ制作に取り組んでいます。

## 自立支援医療

---

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。精神疾患を有する人、身体障害者手帳を持っている人、身体に障害を有する児童のための制度で、それぞれ精神通院医療、更生医療、育成医療と呼ばれています。現在は医療機関での利用者負担1割で受診をすることができます。

## 成年後見制度

---

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消したりして保護や支援を行う民法の制度です。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族による申し立てが必要ですが、身寄りのない人の場合、市町村に申し立て権が付与されています。

## 相談支援事業所

---

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように相談できる施設です。流山市の委託している相談支援事業所は、市内3か所（すみれ、まほろば、ファーレ）と市外1か所（サポートセンター沼南）があります。流山市が相談支援事業所に委託している内容は以下のとおりです。

- ①障害者相談支援事業（福祉サービスの利用や地域生活に関する相談等）
- ②権利擁護事業（虐待、差別、成年後見制度に関する相談等）
- ③流山市地域自立支援協議会の運営

## た行

### 地域活動支援センター

---

障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設です。その目的によって3種類に分けられ、市内には4か所あります（Ⅰ型はすみれ、Ⅱ型は流山市社会福祉協議会 身体障害者デイサービスセンター、Ⅲ型はいろいろや・ハーモニー等）。

Ⅰ型 日常の生活支援、創作活動、交流活動等を行ったり、様々な相談に応じ支援や助言を行います。

Ⅱ型 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスです（デイサービス）。

Ⅲ型 雇用されることが困難な在宅の心身障害者が、自活に必要な訓練を行うとともに職業を得て自立した生活を送ることを促します。

### 地域生活支援拠点等

---

障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制作り）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。1事業所で複数の機能を担う多機能型と市内の事業所に機能を分散させて行う面的整備型など、市町村により形態が異なります。

### 地域自立支援協議会

---

地域の障害福祉に関するシステムづくりで中核的な役割を果たすために、平成21年に設置された定期的な協議の場です。委員数は21名で4つの専門部会を擁します（就労支援部会、権利擁護部会、地域生活支援部会、相談支援部会）。

### 地域包括ケアシステム

---

高齢者、障害者や子どもを含む、地域すべての住民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようなサービス提供体制です。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムには、各関係者の情報共有や連携を行う協議の場を通じて支援体制の構築を推進することが求められます。

### 特定疾病者

---

他の疾病と異なる扱いをする対象として定められた疾病に罹患した人です。何を特定疾病とするかは各制度によって異なります。

## な行

### 流山市総合計画

総合計画は、総合的かつ計画的な市政経営を進めるための本市の最上位計画で、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されています。計画期間は基本構想が令和2年度から令和13年度、基本計画は令和2年度から令和11年度、実施計画は3年間で行政評価を活用したローリング方式により毎年度見直しします。

### ノーマライゼーション

デンマークにおける知的障害者施設の環境改善から端を発し、身体障害者、精神障害者の運動など障害者全体の運動に広がっている理念で、一般市民と同様の普通（ノーマル）の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指すものです。近年では高齢者福祉や子ども家庭福祉領域など、福祉領域全般に浸透するようになっており、福祉の基本理念ともいえます。

## は行

### 発達障害

生まれつきの脳機能の発達のアンバランスさやデコボコと、その人が過ごす環境や周囲の人との関わりのミスマッチから、社会生活に困難が発生する障害です。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）に類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定められています。最近では大人になってから検査を受け、発達障害の診断を受けることもあります。

### バリアフリー

障害の有無や年齢に関わらず、一人ひとりが自立し、お互いを尊重して社会生活を送るため、生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、新しいバリアを作らない施策（ユニバーサルデザイン）を指す用語です。障壁（バリア）は物理的なバリア、制度的なバリア、文化・情報面でのバリア、意識上のバリアが挙げられます。

### パラリンピック

国際パラリンピック委員会が主催する、身体障害者を対象とした世界最高峰の障害者スポーツの総合競技大会で、オリンピックと同じ年に同じ場所で開催されます。車いすテニス、車いすバスケットボール、ゴールボール、ボッチャ、陸上競技などの競技があります。

### PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を合わせた用語で、業務や事業をPDCAのサイクルによって継続的に改善し続けることです。従来は生産管理や品質管理に用いられた用語ですが、現在ではあらゆる分野で提唱されています。

## 福祉施策審議会

市の附属機関の一つで、福祉に関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い、又は建議します。

## 福祉タクシー

一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送です。流山市では重度の障害者が市と契約した福祉タクシーを利用した際に、運賃の一部を助成しています。

## 福祉的就労

就労支援施設などで福祉サービスを受けながら働く働き方のことです。福祉的就労を行う場としては、障害者総合支援法に基づく生活介護事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センターや生活保護法に基づく授産施設などがあります。

## 放課後等デイサービスガイドライン

事業所が放課後等デイサービスを実施するに当たって必要となる基本的事項を示すものです。ガイドラインに添付されている「事業所向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」は、放課後等デイサービス事業所における自己評価の際に活用されることを想定しており、各事業所は自己評価の結果を踏まえて事業運営の改善を図るとともに、結果についても利用者や保護者に向けて公表するよう努めることとされています。

## ま行

### モニタリング

障害者総合支援法によるサービスである自立支援給付を受ける際に、ケアプラン（サービス等利用計画）が利用者のニーズに合っているかを再評価するための仕組みです。利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、モニタリングによって当初のケアプラン通りでよいのかどうかを確認していきます。結果としてサービスの見直しが必要な場合は、ケアプランの作成等を合わせて実施します。モニタリングの期間は、最短で1カ月に一度、最長で1年に一度であり、最も多いのは6カ月に一度です。

## ら行

### 理学療法士

歩行訓練や起き上がりなどの運動療法や電気刺激やマッサージなどの物理療法を通して、基本動作の機能回復に向けたリハビリテーションを行う専門家です。理学療法士は医療・福祉分野をはじめ、スポーツ分野などでも活躍しています。運動機能回復のスペシャリストが理学療法士です。

## 資料編

## 流山市施策福祉審議会 委員名簿

任期：令和元年11月24日～令和3年11月23日

◎は会長、○は会長職務代理者

委嘱区分	役職名	氏名	備考
福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの	流山市老人クラブ連合会 会長	石幡 恒美	
	流山市障害者団体連絡協議会 会長 (流山市デフ協会 会長)	小野寺 夏樹	
ボランティア団体を代表する者	特定非営利活動法人さわやか福祉の会 流山ユー・アイ ネット 副代表	鎌田 洋子	◎
社会福祉法人の役員又は職員	社会福祉法人流山市社会福祉協議会 会長	石渡 烈人	
	社会福祉法人あかぎ万葉 理事長	中 登	○
民生委員（児童委員）	流山市民生委員・児童委員協議会 会長	寺谷 直恭	
医師会を代表する者	一般社団法人流山市医師会 理事	大津 直之	
歯科医師会を代表する者	一般社団法人流山市歯科医師会 専務理事	三木 哲	
学識経験を有する者	江戸川大学総合福祉専門学校 社会福祉科 専任教員	濱田 竜也	
関係行政機関の職員	千葉県柏児童相談 主席児童福祉司（兼）次長	三田 茂男	
	千葉県松戸健康福祉センター 副センター長	池田 紀子	
市民等	流山市民	牧 尚輝	
	流山市民	山中 有紀	
	流山市民	琉 哲夫	
	流山市民	佐郷谷 千洋	
	流山市民	釜塚 淑子	
	流山市民	山田 義一	
	流山市民	伊ヶ崎 さおり	

流社第142号  
令和2年5月22日

流山市福祉施策審議会  
会長 鎌田 洋子 様

流山市長 井崎 義治



第6次流山市障害者計画及び第6期流山市障害福祉計画・

第2期流山市障害児福祉計画の策定について（諮問）

障害者基本法に基づき平成27年度から開始した「第5次流山市障害者計画」及び障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法に基づき平成30年度から開始した「第5期流山市障害福祉計画・第1期流山市障害児福祉計画」について、計画期間が令和2年度をもって終了します。

つきましては、令和3年度以降の計画の策定にあたり、流山市の附属機関であります貴審議会の意見を求めたく諮問します。

なお、審議資料については、令和2年度第1回審議会の開催日時が決まり次第、開催通知と合わせてお送りします。



令和2年10月19日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会  
会長 鎌田 洋子



第6次流山市障害者計画及び第6期流山市障害福祉計画・  
第2期流山市障害児福祉計画の策定について（答申）

令和2年5月22日付け流社第142号で諮問のあったこのこと  
について、下記のとおり答申します。

記

- 1 障害者（児）及びその家族が身近な地域で相談できるよう、  
相談支援体制の構築・強化を図るとともに、障害者（児）一人  
ひとりのライフステージに即した支援ができるよう、地域共生  
社会の実現に向け、地域にある社会資源との連携を図り、切れ  
目のない支援体制の構築に努めてください。
- 2 本市を取り巻く人口増、とりわけ18歳未満人口の著しい増  
加に伴い、障害児も増加しています。障害児が障害児支援を利用  
して地域の保育・教育が受けられるようにすることで、障害  
の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、イン  
クルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進して  
ください。
- 3 あらゆる障害に対する差別をなくすため、障害に対する理解  
を深める啓発活動を行うとともに、障害者（児）の権利擁護体  
制を確立するための事業を推進してください。
- 4 親亡き後、障害者が生まれ育った地域で安心して暮らしてい  
けるよう、日中活動の場及び居住の場を確保・整備し、障害の  
ある子を持つ保護者の不安の解消に努めてください。

5 全ての障害者（児）が、地域で生活していく上で必要な情報が得られるよう、個々の障害に即した情報提供・発信に努めてください。また、災害時にも情報が行き渡る体制を構築してください。

6 本計画に基づき障害福祉施策を着実に推進するとともに、本計画の進捗状況についての把握・点検・評価を行い、目標の達成に努めてください。

また、障害福祉に関する制度に変化が生じた場合は、障害者（児）の実態やニーズの把握に努めつつ、必要に応じて本計画の見直しを行ってください。

# 流山市障害者計画

令和3年度～令和8年度  
(素案)

発行 令和2年11月

企画・編集 流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室  
障害者支援課

住所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話 04-7158-1111 (代表)

04-7150-6081 (直通)

F A X 04-7158-2727



流山市  
Nagareyama City